

直接請求制度の運用上の課題に関する研究会報告書（概要）

開催趣旨

- 直接請求制度について、近年署名収集が実施された地方公共団体の選挙管理委員会から、署名収集、署名簿の縦覧等の手続に関して、不正防止や個人情報保護等の観点から運用上の課題提起がなされていることを踏まえ、（１）不正な署名収集の防止と、（２）署名簿の縦覧制度における個人情報保護について、講ずべき対応策を検討

地方公共団体の選挙管理委員会へのヒアリング結果

- （１）不正な署名収集の防止
 - ・署名収集受任者や署名者の署名収集に係る法令上の規制内容の理解が不十分
 - ・署名簿上で署名収集者を特定できれば、不正に対してのハードルが上がるほか、権限のない者による署名収集の防止への一定の効果が見込まれる／現行制度下でも、署名収集者を特定させる運用をしている
 - ・署名総数が法定署名数に達しない等審査の対象とならない署名簿の選挙管理委員会の調査権限については、地方自治法上規定が必要という意見と不要という意見があった
- （２）個人情報保護の観点からの署名簿の縦覧のあり方
 - ・個人情報保護の観点からの見直しが必要であるが、縦覧の趣旨とのバランスを考えることが重要

対応策の方向性

（１）不正な署名収集の防止

ア 署名収集者の特定

・署名簿上で署名収集者を特定できないことが、不正への心理的なハードルを下げている、署名偽造や権限のない者による署名収集の一因となっている可能性が考えられる

⇒ 署名簿上で署名収集者を特定できるようにするため

✓ 署名簿の様式に、署名収集者の氏名を記載する欄を追加

✓ 請求代表者、署名収集受任者ごとに署名簿を製作する運用が現行制度下でも可能である旨を周知

イ 請求代表者、署名収集受任者及び署名者の制度理解の促進

・請求代表者、署名収集受任者及び署名者が法令上の規制を理解した上で、署名収集が行われることが重要だが、十分とはいえない
⇒ 請求代表者や住民の制度理解の促進・不正防止のため

✓ 適正な署名収集を行うための留意点等を記載した資料を総務省において作成・公表

✓ 署名簿の様式に、署名の偽造に関して罰則の適用がある旨の記載を追加

ウ 選挙管理委員会による審査の対象とならない署名簿の調査について

・署名の有効無効の証明が選挙管理委員会の役割であり、不正調査は捜査機関の役割と考えられる
・調査目的の設定等が困難、調査権限を規定すると外部的な圧力が強くなる懸念がある

⇒ 特に必要があると認められる場合には、各地方公共団体の権限の範囲内で署名簿を調査することは可能であり、調査権限を地方自治法上に規定することは慎重に考えるべき

（２）署名簿の縦覧制度における個人情報への配慮

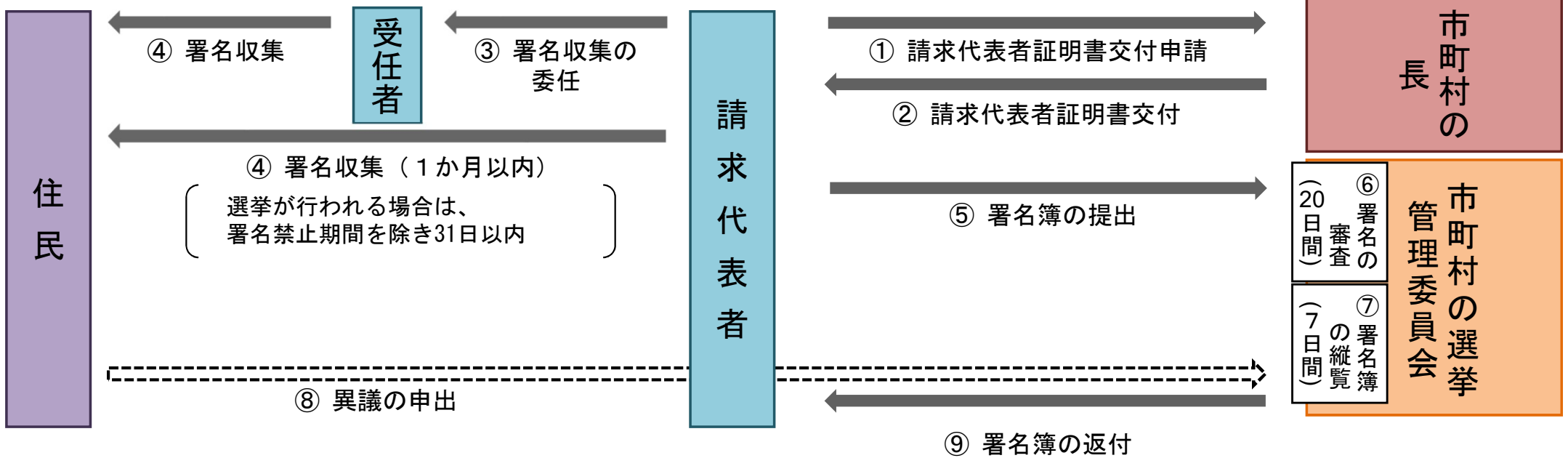
・個人情報への配慮が必要だが、「署名の効力決定の正確性を期するため、関係人に効力決定の過誤の有無を検討させ、異議の申立てを行わせる」という縦覧の趣旨とのバランスを慎重に考える必要がある

⇒ 個人情報の露出を減らす観点から、縦覧の際に、署名簿の住所、生年月日は黒塗り等の方法で一旦隠しておき、申出に応じて署名簿全体を縦覧させる運用が考えられる
その上で、実際の運用状況について検証を行い、個人情報の保護として不十分であれば、更に検討を重ね、閲覧制度へ転換することも視野

(参考) 直接請求制度に係る本請求に至るまでの手続

(条例の制定又は改廃の請求の場合)

<指定都市以外の市町村の場合>



<都道府県・指定都市の場合>

